

令和 4 年度

指導監査等結果報告書

令和 5 年 6 月

子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 令和4年度の指導監査の取組	1
2 社会福祉法人および社会福祉施設	3
3 介護保険サービス事業所	9
4 障害福祉サービス事業所	13
5 行政監査	16
6 公益法人等立入検査	17

1 令和4年度の指導監査の取組

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス提供事業者等に対して行っている本県の監査・指導については、実地による監査を基本としており、毎年度多数の指摘を行い、利用者が安心できるよう改善を求めています。

しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉監査の基本である対面・現地での監査実施に支障が出る状況となったため、「新たな日常」に対応し、事務改善を中心とした監査・指導の指針により、従来からの実地による監査に加え、ＩＣＴを活用したオンラインによる監査も併用するとともに、動画配信による集団指導等により、効率的・効果的な手法を用いて監査・指導を実施しました。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

① 社会福祉法人指導監査

社会福祉法人の指導監査は、法定受託事務であることから、厚生労働省の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮のうえ、法人の了承のもと、感染防止対策を十分に行なったうえで、実地での指導監査を実施しました。

② 社会福祉施設指導監査

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、実地による監査とWeb会議システムを活用したオンラインによる監査を組み合わせて指導監査を実施しました。

③ 県・市連絡会議、社会福祉法人運営研修会

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等の円滑化、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、Web会議システムを活用して県・市連絡会議を開催しました。

また、毎年、市と合同で開催している社会福祉法人役員および幹部職員を対象とする社会福祉法人運営研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、集合での会場開催に代えて、三重県インターネット放送局で動画配信を行うことにより、社会福祉法人の運営に関する周知を図りました。

(2) 介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指導

① 集団指導

令和4年5月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行い、動画を視聴した事業所が報告書等を提出することで、集団指導への参加を確認しました。

② 運営指導・実地指導

通常の事業所で行う運営指導・実地指導に加えて、「感染防止対策型」として、Web会議システムを活用したオンラインによる指導を実施するなど、より効率的、効果的な指導手法を創意工夫し、運営指導・実地指導を実施しました。

2 社会福祉法人および社会福祉施設

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「令和4年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(令和4年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人

(令和5年3月31日現在)

対象数	実施数
104	31

(注) 対象数は、令和4年4月1日現在の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	実施数
生活保護施設	3	0
婦人保護施設	1	0
児童福祉施設	457 (うち保育所348、認定こども園81)	384 (うち保育所314、認定こども園59)
老人福祉施設等	495	35
障害者支援施設	39	16
計	995	435

(注) 対象数は、令和4年4月1日現在の施設数で休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

社会福祉法等に基づく指導監査を実施した31法人のうち、29法人に対し、219件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 「法人運営」に関するもの 108件 (49.3%)

- ・評議員会又は理事会の招集および決議が適正に行われていない。
- ・評議員又は理事になることができない者、適当でない者が選任されている。
- ・監事の選任又は解任が適切に行われていない。

イ 「事業」に関するもの 5件 (2.3%)

- ・改善計画に基づく取組が不十分である。

ウ 「管理」に関するもの 106件 (48.4%)

- ・経理規程が正しく制定されていない。
- ・計算書類類、附属明細書等が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・登記の必要な事項が期限までに行われていない。
- ・契約業務等が適正に行われていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した435施設のうち、278施設に738件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 適切な利用者支援の確保に関するもの 167件 (22.6%)

- ・定期の健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・事故発生の防止および発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 571件 (77.4%)

- ・管理規程等必要な規程の整備および運用が適切に行われていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等、健康管理が適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目および件数

(令和5年3月31日現在)

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
I 法人運営		108 (49.3%)
実施 31法人	1 定款	7
	2 内部管理体制	0
指摘 29法人	3 評議員・評議員会	28
	4 理事	12
	5 監事	19
	6 理事会	32
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	10
II 事業		5 (2.3%)
	1 事業一般	0
	2 社会福祉事業	4
	3 公益事業	1
	4 収益事業	0
III 管理		106 (48.4%)
	1 人事管理	0
	2 資産管理	2
	3 会計管理	87
	4 その他	17
計		219 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目および件数

(令和5年3月31日現在)

指摘項目 社会 福祉施設	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支 援の充実	生活環境 等の確保	自立への 支援援助 その他	運営管理 体制の確 立	職員の確 保、処遇 充実	防災対策 への取組 その他	
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設※1	153	1	0	67	281	73	575
老人福祉施設等※2	8	0	0	53	38	17	116
障害者支援施設	4	0	1	17	14	11	47
計 実施435施設	165 (22.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	137 (18.6%)	333 (45.1%)	101 (13.7%)	738 (100.0%)
指摘278施設	167 (22.6%)			571 (77.4%)			

(注) ※1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設です。

※2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び無料低額介護老人保健施設です。

(構成比%) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については、継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めていきます。

なお、令和4年度は対象となる法人はありませんでした。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に対しては、随時特別監査を実施しています。

なお、令和4年度は対象となる法人はありませんでした。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和4年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和4年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市町との連携について

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援とともに、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、「県・市連絡会議」を4回開催しました。

なお、同会議は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し、Web会議システムを活用して開催しました

さらに、市による法人指導監査と県による施設等指導監査を合同で実施することにより、監査対応に係る社会福祉法人等の負担軽減にも取り組みました。

会議名	開催日	出席
第1回県・市連絡会議	令和4年4月19日	県、14市
第2回県・市連絡会議	令和4年8月8日	県、13市
第3回県・市連絡会議	令和4年12月19日	県、13市
第4回県・市連絡会議	令和5年3月17日	県、11市

(参考)

各所轄庁の社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉 法人数	所轄社会福祉 施設数
津市	4 1) —
四日市市	3 2) —
伊勢市	2 3) —
松阪市	2 8) —
桑名市	1 8) —
鈴鹿市	3 0) —
名張市	8) —
尾鷲市	2) —
亀山市	8) —
鳥羽市	3) —
熊野市	5) —
いなべ市	8) —
志摩市	3) —
伊賀市	9) —
三重県	1 0 4	} 9 9 5
愛知県	1) —
岐阜県	1) —
奈良県	2) —
和歌山県	1) —
国	1) —
計	3 2 8	

- (注) 1 所轄社会福祉法人数は、令和4年4月1日現在
 2 所轄社会福祉施設数は、令和4年4月1日現在
 3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
 995施設の指導監査は、三重県が実施します。

3 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「令和4年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の運営指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる施設・事業所に対しては、随時監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（令和4年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか。）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生およびまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（B C P）を策定し、必要な措置を講じているか。等）
- ⑥ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか。）

(2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる3,339施設・事業所のうち、通常型運営指導を38（1.1%）施設・事業所、感染防止対策型運営指導を174（5.2%）事業所、随時監査を6（0.2%）施設・事業所に実施しました。

また、集団指導（動画配信）を2,683（80.4%）施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導等の実施状況

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	感染防止 対策型	計
(介護給付サービス事業)					
訪問介護事業所	600	491	10	12	22
訪問入浴介護事業所	22	21	0	1	1
訪問看護事業所	205	145	2	0	2
訪問リハビリテーション事業所	29	26	1	0	1
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所介護事業所	475	472	11	16	27
通所リハビリテーション事業所	130	106	3	0	3
短期入所生活介護事業所	220	171	0	0	0
短期入所療養介護事業所	83	40	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	58	51	1	0	1
福祉用具貸与事業所	138	92	0	36	36
特定福祉用具販売事業所	138	89	0	36	36
介護老人福祉施設	166	155	0	0	0
介護老人保健施設	76	74	1	0	1
介護療養型医療施設	4	3	0	0	0
介護医療院	6	6	0	0	0
小計	2,351	1,942	30	101	131
(予防給付サービス事業)					
訪問入浴介護事業所	23	21	0	1	1
訪問看護事業所	193	145	2	0	2
訪問リハビリテーション事業所	28	26	1	0	1
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所	131	106	3	0	3
短期入所生活介護事業所	205	171	0	0	0
短期入所療養介護事業所	81	40	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	50	51	1	0	1
福祉用具貸与事業所	138	92	0	36	36
特定福祉用具販売事業所	138	89	0	36	36
小計	988	741	8	73	81
計	3,339	2,683	38	174	212

(注) 「対象数」は、令和4年4月1日現在の指定事業所数（事業実績のある「みなし事業所」を含む）です。

(3) 運営指導結果

① 介護給付サービス事業分

運営指導を実施した 131 施設・事業所のうち、128 施設・事業所に 677 件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの 4 件 (0. 6 %)

- ・計画作成担当者が長期間配置されていない。
- ・福祉用具専門相談員の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの 670 件 (99. 0 %)

- ・運営規程に定めるべき事項が定められていない。
- ・職員の勤怠管理が行われていない。
- ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
- ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
- ・秘密保持について、職員および職員であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、誓約書を徴する等の必要な措置を講じていない。
- ・会計の区分がされていない。
- ・虐待の発生又は再発を防止するための指針の整備がされていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。
- ・感染症の発生の予防およびまん延の防止のための指針が整備されていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの 2 件 (0. 3 %)

- ・同一建物減算について、要件に該当するにも関わらず行われていない。
- ・中重度者ケア体制加算について、適正に算定されていない。

② 予防給付サービス事業分

運営指導を実施した 81 事業所のうち、78 事業所に 407 件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの 2 件 (0. 5 %)

- ・福祉用具専門相談員の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの 405 件 (99. 5 %)

主な指導内容は、上記介護給付サービス事業分と同様です。

なお、令和4年度運営指導における、介護給付費の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
1	2, 152, 587

(注) 令和5年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和5年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所	1	98	1	0	100	
訪問入浴介護事業所	0	3	0	0	3	
訪問看護事業所	0	8	0	0	8	
訪問リハビリテーション事業所	0	4	0	0	4	
通所介護事業所	0	149	1	1	151	
通所リハビリテーション事業所	0	20	0	0	20	
短期入所療養介護事業所	0	9	0	0	9	
特定施設入居者生活介護事業所	1	9	0	0	10	
福祉用具貸与事業所	1	188	0	0	189	
特定福祉用具販売事業所	1	173	0	0	174	
介護老人保健施設	0	9	0	0	9	
計						
〔 実施 131 施設・事業所 〕	4 (0.6%)	670 (99.0%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)	677 (100.0%)	

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和5年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問入浴介護事業所	0	3	0	0	3	
訪問看護事業所	0	8	0	0	8	
訪問リハビリテーション事業所	0	4	0	0	4	
通所リハビリテーション事業所	0	20	0	0	20	
短期入所療養介護事業所	0	9	0	0	9	
福祉用具貸与事業所	1	188	0	0	189	
特定福祉用具販売事業所	1	173	0	0	174	
計						
〔 実施 81 事業所 〕	2 (0.5%)	405 (99.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	407 (100.0%)	
〔 指摘 78 事業所 〕						

表6 有料老人ホームに係る指摘件数（一般検査分）（令和5年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員指針 関係	運営指針 関係	その他	計
有料老人ホーム	0	58	0	0	58

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた4事業者の6施設・事業所に隨時監査を実施し、2事業者の4施設・事業所については、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

2事業者の2施設・事業所については、継続して調査しています。

4 障害福祉サービス事業所

(1) 障害福祉サービス事業所の指導および監査

「令和4年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や給付費等請求の事務処理に誤りがあった事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては、隨時監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（令和4年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか。）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生およびまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、利用者の人権擁護、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（B C P）を策定し、必要な措置を講じているか。等）
- ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について（利用者に支払う賃金が自立支援給付から支払われていないか。等）
- ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか。等）

- ⑧ 就労系サービスの経理処理の状況について（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか。）

（2）実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる2,105施設・事業所のうち、通常型実地指導を19(0.9%)事業所、感染防止対策型実地指導を86(4.1%)事業所、随時監査を7(0.3%)事業所に実施しました。

また、集団指導（動画配信）を1,877(89.2%)施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表7 指導等の実施状況

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	集団指導 実施数	実地指導実施数		
			通常型	感染防止 対策型	計
居宅介護事業所	312	262	2	0	2
重度訪問介護事業所	226	145	2	0	2
同行援護事業所	83	62	0	0	0
行動援護事業所	21	20	0	0	0
療養介護事業所	6	6	0	0	0
生活介護事業所	172	172	0	2	2
短期入所事業所	116	82	0	0	0
自立訓練（機能訓練）事業所	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）事業所	17	17	0	0	0
就労移行支援事業所	41	37	0	0	0
就労継続支援（A型）事業所	82	78	0	2	2
就労継続支援（B型）事業所	269	267	6	12	18
就労定着支援事業所	17	16	0	0	0
障害者支援施設	39	39	0	0	0
共同生活援助事業所	172	152	0	0	0
自立生活援助事業所	2	2	0	0	0
地域移行支援事業所	26	26	0	0	0
地域定着支援事業所	23	23	0	0	0
児童発達支援事業所	170	164	4	33	37
居宅訪問型児童発達支援事業所	7	7	0	0	0
放課後等デイサービス事業所	267	265	5	34	39
保育所等訪問支援事業所	28	26	0	3	3

福祉型障害児入所施設	4	4	0	0	0
医療型障害児入所施設	4	4	0	0	0
計	2, 105	1, 877	19	86	105

(注) 対象数は、令和4年4月1日現在の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した105事業所のうち、94事業所に484件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

① 人員基準に関するもの 22件 (4.5%)

- ・職業指導員および生活支援員の配置が適切でない。
- ・児童指導員、保育士等の配置が適切でない。

② 運営基準に関するもの 449件 (92.8%)

- ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている。
- ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
- ・苦情相談窓口の表示が適切に行われていない。
- ・居宅介護計画を作成していない。
- ・虐待の発生又は再発を防止するための対策検討委員会を開催していない。
- ・身体的拘束等の適正化を図るための指針が整備されていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。
- ・感染症の発生の予防およびまん延の防止のための指針が整備されていない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。

③ 給付費等の算定に関するもの 10件 (2.1%)

- ・児童指導員等加配加算について、算定要件を満たしていない。
- ・サービス提供職員欠如減算について、要件に該当するにも関わらず行われていない。
- ・送迎加算について、算定要件を満たしていない。

なお、令和4年度実地指導における、給付費等の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
4	13,542,764

(注) 令和5年4月末までに確定した金額です。

表8 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）

(令和5年3月31日現在)

指摘項目 指定施設・事業所	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所	0	6	0	0	6
生活介護事業所	2	8	0	1	11
就労継続支援（A型）事業所	1	7	1	0	9
就労継続支援（B型）事業所	2	119	2	0	123
児童発達支援事業所	7	133	2	0	142
放課後等デイサービス事業所	10	167	5	2	184
保育所等訪問支援事業所	0	9	0	0	9
計 〔 実施 105 事業所 指摘 94 事業所 〕	22 (4.5%)	449 (92.8%)	10 (2.1%)	3 (0.6%)	484 (100.0%)

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた3事業者の7事業所に随時監査を実施し、2事業者の5事業所については、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

1事業者の2事業所については、継続して調査しています。

5 行政監査

（1）県福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「令和4年度児童福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

（2）実施状況

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	実施数
県福祉事務所	4	0
児童相談所	6	0
市町福祉行政	29	29

（3）指摘事項

市町福祉行政

監査を実施した29市町のうち、19市町に32件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

① 児童福祉行政事務処理体制の状況	28件 (87.5%)
② 要保育児童の把握状況	2件 (6.3%)
③ 保育の実施事務処理状況	0件 (0%)
④ 保育所等運営費の事務処理状況	0件 (0%)
⑤ 入所施設措置費の事務処理状況	2件 (6.3%)

表9 市町行政監査の指摘項目および件数 (令和5年3月31日現在)

指摘項目 市町	児童福祉行政事務処理体制	要保育児童の把握	保育の実施事務処理	保育所等運営費の事務処理	入所施設措置費の事務処理	計
児童福祉行政 実施14市15町 (指摘8市11町)	28 (87.5%)	2 (6.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (6.3%)	32 (100.0%)

(注) 構成比% 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

6 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する5公益法人のうち、1公益社団法人及び2公益財団法人の立入検査を実施しました。

(2) 実施状況

(令和5年3月31日現在)

区分	対象数	実施数
公益法人*	5	3
公益社団法人	1	1
公益財団法人	4	2

(注) 対象数は令和4年4月1日現在の子ども・福祉部所管法人数です。

* 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。